

壳 払 条 件 書

北 海 道 補 給 処

1 適用範囲

この売払条件書は、方面隊等が実施するⅡ類の解体処分、特定部位等の溶解における売払契約（以下「処分」という。）の条件を規定する。

2 用語の定義

この売払条件書における用語の定義は、次の各号による。

- (1) 特定部位（その1）
防衛省の所掌する事務に関する物件のうち、陸幕情第56号（令和2年3月30日）「秘密区分等の指定の基準について（通達）」（以下「秘密区分の通達」という。）において秘密として示されている部位をいう。
- (2) 特定部位（その2）
防衛省の所掌する事務に関する物件のうち、秘密区分の通達において注意として示されている部位をいう。
- (3) 準特定部位
過去に秘密又は注意として指定されていた部位をいう。
- (4) 特定部位等
特定部位（その1）、特定部位（その2）及び準特定部位をいう。
- (5) 特定部位（その2）等
特定部位（その2）及び準特定部位をいう。
- (6) 破壊部位
陸上自衛隊の装備品、部品等として特定できる部位又は再使用及び復元を防止する部位をいう。
- (7) 破壊
物品を溶断、破碎、圧縮等により、復元又は再使用できない状態にすることをいう。
- (8) 破碎
物品を3分割以上に切断等することをいう。
- (9) 圧縮
物品の再使用及び復元が不可能になるまで圧縮することをいう。

3 処分に関する要求

- (1) 特定部位（その1）、特定部位（その2）等の管理
 - ア 契約相手方は特定部位（その1）の処分に際しては、別紙第1を官側との間に締結し、特定部位（その1）の管理に万全を期さなければならない。また、特定部位（その1）に係る基本構造図等資料は、別紙第1第1条第2項の特定資料として取扱う。
 - イ 契約相手方は特定部位（その2）等の処分に際しては、別紙第2を官側との間に締結し、特定部位（その2）等の管理に万全を期さなければならない。
- (2) 処分の実施場所
契約の相手方は、処分の実施に当たっては、全て日本国内で行う。
- (3) 標準作業要領
契約の相手方は、別紙第3に示す作業をする。
- (4) 処分品の構成
処分品の構成は、別に関連する基本構造図等資料による。
なお、処分品は、次の部位を取り外した状態とする。
 - ア 銘板類
 - イ エンジン、バッテリー及びトランスミッション又はこれに準ずる部位
 - ウ ガスによる圧力が生じている物品（消火装置、アキュームレータ等）

エ その他

ア、イ及びウの部位以外に取り外した部位がある場合は、売払要領指定書による。

(5) 処分品の材質別重量区分

処分品の材質別重量区分は、売払要領指定書により示す。

(6) 特定部位等

特定部位等に対しては、次の作業を行う。

なお、特定部位等は、別に関覧する基本構造図等資料により指定する。

ア 切断等寸法

特定部位等の切断等寸法は、契約相手方の溶解炉に投入可能な寸法とする。

イ 溶解

特定部位等は、確実溶解するものとし、溶解時は、必ずほかの材と混合する。

(7) 破壊部位

破壊部位に対しては、破碎するか、復元又は再使用できない状態に切断を行う。ただし、溶解を妨げるものではない。

なお、破壊部位は、別に関覧又は貸与する部位別処置要領により指定する。

4 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下「担当官」という。）が定める監督及び検査実施要領による。

5 その他の要求

契約相手方は、担当官に対し、次表の書類を提出する。

書類名	数量	提出時期	備考
受領書	売払要領指定書 による。		様式は、別紙第4による。
処分工程表			解体及び溶解予定日並びに解体及び溶解の実施企業名及び実施場所を記載する（様式随意）。
解体証明書			様式は、別紙第5による。
溶解証明書			様式は、別紙第6による。
産業廃棄物管理票 (写し)			各自治体の様式による。

6 安全管理

処分における作業は、安全管理に万全を期する。

7 官側の資料使用に関する注意

- (1) 売払条件書、基本構造図等資料等の官側の資料は、担当官の許可なく防衛省以外で使用してはならない。
- (2) 売払条件書、基本構造図等資料等の官側の資料を基にして、契約の相手方が工業所有権を取得する場合は、担当官の承認を得なければならない。

8 所有権の移転

処分品の所有権は、契約相手方が第5項に示す解体証明書を提出し、担当官が受理したときをもって、官側から契約相手方に移る。当該処分品の引渡時には、処分品の所有権は移転しない。

9 その他

契約相手方は、この売払条件書の内容に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

秘密の保全に関する特約条項

(乙の一般業務)

第1条 乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく秘密の保全に関しては、この特約条項に定めるところにより秘密保全の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方（以下「下請負者」という。）その他甲により秘密の表示のある秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は秘密の指定のある秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(送達)

第2条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、秘密の標記を付し、書面をもって送達するものとする。

(特定資料の保全措置)

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「関係社員」という。）以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

(特定資料の保全措置)

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料及び特定物件の複製等)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会のもと行わなければならない。

3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

(秘密の表示等)

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、これらに秘密及び登録番号等の表示を付さなければならない。

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等を複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

- 2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要な以上に近づかせてはならない。
- 4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則)

第9条 乙は、社（工場）内における秘密の保全を確実にを行うため、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に秘密の保全に関する規則を作成のうえ、甲の確認を受けるものとする。ただし、その規則が既に作成され、甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

- 2 乙は、前項により甲の確認を受けた秘密の保全に関する規則を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

(特定資料等の返却等)

第10条 乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をしたすべての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

- 2 乙は契約履行中であっても、前項の資料に秘密指定の条件として示されている秘密の指定期間が満了した場合は、直ちに、当該資料を甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第11条 乙は、秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月1回以上秘密の保全状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

- 2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(保管状況報告)

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

(特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等)

第13条 乙は特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時の措置)

第14条 乙は秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

2 甲は別に定める秘密保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(保全教育)

第15条 乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

(下請負)

第16条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、秘密保全の手段等を記した書面を添え、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、防衛省と秘密の保全に関する規定を含む契約を結んでいる者でなければならない。

3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する防衛省との契約を要しない。

4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を委託する場合に準用する。

5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

(契約の解除)

第17条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

3 乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第18条 事故の発生その他事由（第10条の規定によるものを除く。）により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。

特定部位等の管理に関する特約条項

(乙の一般業務)

第1条 乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく特定部位等及び基本構造図等資料の管理に関しては、この特約条項に定めるところにより特定部位等及び基本構造図等資料の管理の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方（以下「下請負者」という。）その他基本構造図等資料、特定部位等を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により特定部位等、基本構造図等資料が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(送達)

第2条 甲は、基本構造図等資料又は特定部位等を乙に交付するときは、取扱いに注意する特定部位等、基本構造図等資料であることを示し、書面をもって送達するものとする。

(特定部位等の保全措置)

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、基本構造図等資料を特定部位等及び基本構造図等資料の取扱いの業務に従事する者（以下「関係社員」という。）以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて基本構造図等資料を供覧してはならない。

(基本構造図等資料の保全措置)

第4条 乙は、特定部位等について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定部位等を供覧してはならない。

(基本構造図等資料及び特定部位等の複製等)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、基本構造図等資料を複製し、又は特定部位等の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 第1項に規定する基本構造図等資料及び特定部位等の複製等において完成に至らなかったものは、別命なく、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

(秘密の表示等)

第6条 乙は、基本構造図等資料を複製したときは、これらに別命なく取扱いに注意する資料であることをしめさなければならない。

(実施報告)

第7条 乙は、基本構造図等資料を接受、複製、送達若しくは特定部位等を接受、送達若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定部位等の設計資料、見取図、試験成績表等を複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、関係社員以外の者を、みだりに基本構造図等資料及び特定部位等取り扱われている場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

2 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、基本構造図等資料及び特定部位等取り扱われている場所に立ち入らせてはならない。

(基本構造図等資料等の返却等)

第9条 乙は、甲が交付した基本構造図等資料、特定部位等、第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をした全ての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、必要な検査を行うほか、特定部位等及び基本構造図等資料の管理の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(事故発生時の措置)

第11条 乙は特定部位等及び基本構造図等資料の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

2 甲及び乙は、特約条項(読替えを含む。)に違反する場合において、乙が支払うべき違約金に関し、協議の上別途定めるものとする。

(下請負)

第12条 乙は、基本構造図等資料の複製又は特定部位等を含んだ戦車、自走砲、装甲車、戦車回収車等の解体処分等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、特定部位等及び基本構造図等資料の管理の手段等を記した書面を添え、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、第1項に規定する場合を除き、基本構造図等資料、特定部位等を第三者に提供してはならない。

(契約の解除)

第13条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者への下請負の許可を取り消す場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

3 この責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は下請負者への下請負の許可を取り消すことができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第14条 事故の発生その他事由(第10条の規定によるものを除く。)により、甲が乙による基本構造図等資料の複製若しくは製作又は特定部位等の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、基本構造図等資料、特定部位等の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。

標準作業要領表

番号	作業要領	備考
1	車内残留物の確認	油その他残留危険物の確認
2	エンジンルームの開放及び内部残留物の取り外し	残留物等の回収及び切断作業
3	燃料タンクの油抜き及び取り外し並びに砲塔内部金物の切離し	残油の抜取作業及び金物切断
4	砲塔旋回部位固定ボルト外し及びマウントレースの取り外し	切断作業及び回収作業
5	砲塔部の取り外し並びに外部金物及び本体の切断（注1）	切断作業及び回収作業
6	履帯の切断及び車体外部金物の切断	切断作業及び回収作業
7	車体内部金物の切断（トランスミッション作動レバー等）	切断作業及び回収作業
8	車体上部の切断	切断作業及び回収作業
9	車体の反転	クレーン等作業
10	転輪、履帯及びサスペンションアームの切断	切断作業及び回収作業
11	車体下部及び砲の切断（注2）	切断作業及び回収作業
12	特定部位等及び破壊部位の選別	選別作業
13	破壊部位の破壊及び切断（注2）	破壊作業
14	スクラップの搬出	クレーン等作業
15	特定部位等の溶解（注2）	溶解作業

注1： 駐退復座装置、駐退装置、駐退機、復座緩衝器、平衡機、油補充機、自動・手動開閉器及び遊底緩衝機を有する場合は、事前に官側で取り外し作業を行った後、契約相手方に引き渡す。

2： 契約相手方は特定部位等の溶解について必ず官側の立会いの下実施し、破壊部位の破壊及び切断については、必要に応じ官側の立会いの下実施するものとする。また、ほかの作業工程においても、官側が立会いを必要と認めた場合は、これに応じなければならない。

受領書 (様式)

官職氏名印 物品管理官		年月日 証書番号 取扱者印		所在地、会社名、代表者名印		受領書 年月日 番号 根拠 地 注記		担当官印	
官職氏名印 引渡者		年月日 証書番号 取扱者印		受領者 (契約者) 年月日 証書番号 取扱者印		受領年月日 受領印			
資料種別	相手方番号	処理年月日	物品区分	証書年月日	証書番号	記録区分			
項目番号	物品番号及び品名	規格	非消費区分	程度	単位	数量	処置コード	備考	要

注記：用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(解体証明書の様式)

令和 年 月 日

解 体 証 明 書

陸上自衛隊〇〇補給処
契約担当官 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知します。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 令和 年 月 日
- 4 立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

(溶解証明書の様式)

令和 年 月 日

溶解証明書

陸上自衛隊〇〇補給処

契約担当官 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の準特定部位について、次のとおり溶解処置致しましたことを通知します。

1 溶解実施会社名 〇〇〇〇

2 処分品の名称及び数量

3 溶解実施日 令和 年 月 日

4 立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

売 払 要 領 指 定 書

- 1 処分品及び材質別重量区分等
 - (1) 処分品
60式自走106mm無反動砲×1両
 - (2) 材質別重量区分
付紙第1「60式自走106mm無反動砲材質別重量区分表」による。
 - (3) 解体工数及び材料
付紙第2「標準解体工数・材料表」による。

- 2 引渡し場所等
 - (1) 引渡し場所
〒061-1356 北海道恵庭市西島松308番地 陸上自衛隊島松駐屯地
 - (2) 引渡し方法
処分品の引渡しは島松駐屯地での庭先渡しとし、輸送は契約相手が行うものとする。
 - (3) 搬出完了期限
令和5年9月29日（金）

- 3 処分（溶解）完了期限
令和5年11月30日（木）

- 4 提出書類
契約相手方は、担当官に対し、次表の書類を提出する。

書類名	部数	様式	提出期限等
受領書	3	売払条件書による。	引渡し時
解体証明書	2		解体完了後速やかに
溶解証明書	2		溶解完了後速やかに
産業廃棄物処理票	1	各自治体の様式による。	写しを速やかに（発生時のみ）
処分工程表	2	随意	解体、溶解予定の1か月前まで 解体、溶解実施予定日とその 企業及び場所を記載

- 5 その他
防弾板は現物確認を基本とするも、要求により資料を閲覧させる。

60式自走106mm無反動砲材質別重量区分表

(単位:kg)

区分	鉄関係							非鉄関係					計
	防弾鋼板	防弾鑄鋼	特級	1級	2級	級外	故銃	銅(並)	真鍮	アルミ	ガラス	その他	
燃料系統	0.0	0.0	0.0	25.0	10.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	36.9
吸排気系統	0.0	0.0	0.0	8.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	28.5
電気系統	0.0	0.0	0.0	0.0	41.0	0.0	0.0	23.7	0.0	0.0	0.5	7.0	72.2
懸架装置	0.0	0.0	1,304.5	0.0	46.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	86.9	1,437.8
コントロール装置	0.0	0.0	0.0	65.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	68.0
車体外装置	1,355.0	75.0	79.0	20.0	104.7	17.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,650.7
車体内装置	0.0	0.0	0.0	0.0	111.7	17.5	0.0	0.0	0.0	12.0	0.0	2.6	143.8
砲付属	24.2	0.0	5.0	0.0	24.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	56.3
砲塔	124.0	33.8	163.0	96.9	166.3	0.4	213.4	4.2	8.1	0.3	12.0	14.4	836.8
計	1,503.2	108.8	1,551.5	215.4	524.9	34.9	213.4	27.9	8.1	12.3	12.5	118.1	4,331.0

標準解体工数・材料表

装備品等名	1 t 当たりの 標準解体工数	1 t 当たりの使用材料	
		アセチレン (kg)	酸素 (m ³)
60式自走106mm無反動砲	6人/時	2.1	8.1